

安全運転管理者関係の改正内容は これです！

令和4年10月1日施行

罰則の強化

安全運転管理者を選任していなかった場合や、解任命令に従わなかった場合の罰金が**10倍の50万円**に引き上げられました。

- 安全運転管理者等を選任していなかった場合
【5万円以下の罰金→50万円以下の罰金】
- 安全運転管理者等の解任命令に従わなかった場合
【5万円以下の罰金→50万円以下の罰金】
- 是正措置命令に従わなかった場合 【新設：50万円以下の罰金】
- 安全運転管理者等の選任等に関する届出を行わなかった場合
【2万円以下の罰金又は料→5万円以下の罰金】



令和4年10月1日施行

是正措置命令の規定を追加

都道府県公安委員会が、自動車の使用者に対し、是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができるようになりました。

是正措置命令に従わなかった場合には、罰則の対象となります。



どんな場合が該当するんだろう？

夜間又は長距離の運転時における交替運転者を配置する権限を安全運転管理者に与えないことにより、運転者が過労による居眠り運転を起因する交通事故を起こした場合などが考えられます。

改正点

令和5年12月1日施行

アルコール検知器の使用義務

「安全運転管理者に対するアルコール検知器を活用した使用義務化に係る規定」については、**令和5年12月1日**から、運転者酒気帯びの有無の確認にアルコール検知器を用いなければならないこととなりました。

アルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認は暫定的に適用されていなかったけれど、期日までにアルコール検知器を使ったアルコール検査ができるように検知器を用意しておかなければいけないよ！

